

○農林水産省令第五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十六日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 出 後	改 出 直																				
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(i) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 774 461 842">第 1 欄</th> <th data-bbox="461 774 1061 842">第 2 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 842 461 911">(略)</td> <td data-bbox="461 842 1061 911">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 911 461 1182">馬、豚、鶏又はうずら</td> <td data-bbox="461 911 1061 1182">ア～ク （略） ケ <u>食品循環資源</u>（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1182 461 1318">養殖水産動物</td> <td data-bbox="461 1182 1061 1318">ア～コ （略） サ <u>食品循環資源</u>に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1318 461 1396">(略)</td> <td data-bbox="461 1318 1061 1396">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	(略)	(略)	馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク （略） ケ <u>食品循環資源</u> （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの	養殖水産動物	ア～コ （略） サ <u>食品循環資源</u> に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 774 1415 842">第 1 欄</th> <th data-bbox="1415 774 2016 842">第 2 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 842 1415 911">(略)</td> <td data-bbox="1415 842 2016 911">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 911 1415 1182">馬、豚、鶏又はうずら</td> <td data-bbox="1415 911 2016 1182">ア～ク （略） ケ <u>食品廃棄物等</u>（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1182 1415 1318">養殖水産動物</td> <td data-bbox="1415 1182 2016 1318">ア～コ （略） サ <u>食品廃棄物等</u>に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1318 1415 1396">(略)</td> <td data-bbox="1415 1318 2016 1396">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	(略)	(略)	馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク （略） ケ <u>食品廃棄物等</u> （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの	養殖水産動物	ア～コ （略） サ <u>食品廃棄物等</u> に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの	(略)	(略)
第 1 欄	第 2 欄																				
(略)	(略)																				
馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク （略） ケ <u>食品循環資源</u> （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの																				
養殖水産動物	ア～コ （略） サ <u>食品循環資源</u> に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの																				
(略)	(略)																				
第 1 欄	第 2 欄																				
(略)	(略)																				
馬、豚、鶏又はうずら	ア～ク （略） ケ <u>食品廃棄物等</u> （食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの																				
養殖水産動物	ア～コ （略） サ <u>食品廃棄物等</u> に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの																				
(略)	(略)																				

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下6において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア 飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われたもの（以下「処理済動物由来食品循環資源」という。）

イ 食品の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理等が行われたもの（以下「処理済食品由来動物由来食品循環資源」という。）

ウ 確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白等（以下「確認済動物由来たん白質」と総称する。）

(2) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の製造の方法の基準

ア 食品循環資源

(7) 豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源の製造業者に販売されるものを除く。）は、(1)のアの農林水産大臣が定める方法により加熱処理等を行わなければならない。

(4) 豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

イ 食品循環資源を原料又は材料とする飼料

(7) 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理

(2)～(5) (略)

3～5 (略)

(新設)

済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。)は、豚を対象とする飼料に用いてはならない。

(4) 豚を対象とする飼料は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の使用の方法の基準
動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚に対し使用してはならない。

(4) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の保存の方法の基準

ア 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならない。

イ 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）は、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質に混入しないように保存しなければならない。

(5) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の表示の基準

ア 動物由来食品循環資源を原料又は材料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7) 飼料の名称

(4) 製造（輸入）年月

(7) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(2) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする

飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。